

4. 現状の評価と今後の課題

現状の評価と今後の課題

本調査は、琴浦町誕生後初めての意識調査で、旧町並びに合併後の琴浦町における人権・同和教育及び啓発推進の現状を把握し、その評価と今後の課題を明らかにすることである。したがって、今後各設問で明らかになった意識実態を年代別、男女別、地区別の属性により、その背景、要因等を掘り下げることが必要である。そのことが今後の人権・同和教育及び啓発の推進のための施策に大きく関わっていると考ええる。以下2点についてまとめとする。

I 人権・同和教育及び啓発の現状と課題

1 「人権としての教育」の推進の側面

部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決・「人権」の確立には、住民一人ひとりが生涯にわたり等しく人権教育が保障されなければならない。誰がどの程度どのような学習機会・啓発活動に接触しているか、研修会等の学習機会の提供の現状と課題についてみる。

(1) 研修会等への参加実態

過去5年間に1回以上研修会等に参加した学習経験のある町民は63.3%、うち「1～4回」が約38%と最も高い。そして町民の1/3は学習経験が全くない。研修会等に継続して参加し、学習を積み重ねている人が多いとは言えない。しかし、県の「同和問題についての県民意識調査」〔平成17年（2005年）実施〕との比較では、各年代とも学習回数別で上回り、学習経験がないとする回答は各年代とも大きく下回っており、本町の積極的な取り組みの成果といえる。

町民の学習機会・啓発活動の接触度合いと意識・認識・態度の変化との相関をみると、明らかに研修を重ねることで「人権」に対する認識や人権侵害や差別が自分自身に関わる問題であるとの理解が深まり、科学的、合理的な考え方を身につけている。それは、自らの意識や態度を合理化する「世間体」意識からの解放を促し、学習経験「10回以上」では65%以上が結婚時の身元調査の慣行を重大な人権侵害、差別行為であると否定し、身元調査を容認する者が大幅に減少する。

研修会等の感想でも「自他の人権の大切さがわかった」「人権問題を自分自身の問題として取り組みたい」「部落問題を通して、生活の中での不合理な因習や迷信、さまざまな差別に気づけるようになり、自分も何かしなければならぬ」といった価値的・態度的側面の人権感覚の高まりが見て取れる。また、部落差別の存在の認識や差別行為への対応、同和対策事業の必要性、結婚問題の態度、そして部落問題解決の活動への積極的参加など、意識、認識、態度の変容が数値的にも立証されている。

しかし、研修会等に参加したことがない割合が高い20才代～30才代の若い世代及び70才以上の高齢者、住民の1/3以上が研修会等に参加したことがない地区の住民への研修機会等の提供は

大きな課題である。そこで、研修会等への不参加理由は、①「知っていたが参加する気がなかった」など無関心、拒否的な態度(45.8%)②研修会等を「知らなかった」(26.3%)③「育児のため」「仕事が忙しく」「高齢で健康上の理由」など(23.9%)が主な理由である。20才代～30才代は「知らなかった」、40才代以上は拒否的な態度が極めて高い。住民の生活スタイルに即した職場や地域での研修機会の拡充と周知方法の工夫が求められる。さらに、40才代以上の年代層の拒否的な態度は県の「同和問題についての県民意識調査」〔平成17年(2005年)実施〕より高い割合を示しており、地域行事や活動などへの参画を促す啓発のあり方の工夫が必要であろう。

(2) 研修機会の提供

研修機会を提供している機関・団体等(複数回答)は、「町・町教育委員会等」が各年代、地区別でも最も高く73.4%で行政等の積極的な取り組みが伺える。次いで「学校やPTA」38.9%、「地域の団体」34.1%、「企業や職場」28.5%の順で、学校、企業や職場も重要な役割を果たしている。町民の学習機会や啓発の接触度をみると、行政として各年代の生活実態、生活スタイル及び各地区住民の学習機会の実態をふまえ、生涯学習としての人権学習の学習機会を体系化することが必要である。それには、「学校やPTA」、「地域の団体」、「企業や職場」、「社会教育団体」における研修機会の継続と拡充を図るため、学校、地区公民館、企業・事業所、社会教育関係団体等の人権教育を推進するための環境整備についての行政施策が不可欠である。

また、人権啓発において、人権関係諸法令や国際条約、条例等の町民への啓発、周知を図ることは行政の責務であるが、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」制定を「知っている」町民は1/3に過ぎない。人権尊重のまちづくりの基本である「条例」を活用し、住民参加による具体的な施策を推進する取り組みが求められている。

2 「人権についての教育」の推進という側面

「人権」や「人権問題」を自分のこととして受け止め、「人権」の伸長・促進や人権問題解決のために知識にとどまらず実践的な行動に一步踏み出せるために有効な人権学習が求められている。住民一人ひとりが、「人権」保障・確立に向けて行動化できる人権学習が保障されているかという観点で現状と課題をみる。

(1) 「人権」の概念、「権利」についての学びの現状と課題

町民の約8割が「人権は重要だ」、そして「人権は自分に関係が深い」と捉えているのは約5割である。一方「人権はわかりにくい」と感じているのは約7割である。また、『自分の人権が守られているか』の意識を問うと、「わからない」とする回答は37.3%、特に20才代47.5%、30才代43.7%と高い。そして、「わからない」と回答した人の約5割が「人権は自分に関係が深い」が「どちらともいえない」と回答している。これは、町民一人ひとりの生活や仕事において、「権利」の内容が生活の具体的なニーズと結びついているという認識を促す学習となっていなかった結果と言える。「人権」は人が生きていく上で必要不可欠なもの、決して抽象的、道徳的なものではない。法や法的権利について学ぶのは、自らが社会をつくる主体であるという市民意識を高め、公権力と市民との関係性を捉え、そして自分の権利を知るために必要であることを指摘しておきたい。

(2) 人権問題の学習内容とその課題

町民が主体的に人権問題の解決にかかわる意識や行動の状況をみると、研修会等への参加理由として、全回答項目数（複数回答）の中で、自発的、消極的、義務的な参加理由の回答が占める割合は、「正しい理解をもちたい」「自分の問題として取り組みたい」「講師やテーマに興味があった」など自発的な参加理由は約 1/3、「動員があった」「町内会などの役員で」とする消極的な参加理由も約 1/3、そして「勤務先での研修」「他の行事に組み込まれていた」「授業参観に行つて」とする義務的な参加理由も約 1/3 である。ここで、注目すべきは「動員があった」からとする消極的な参加理由が県の「同和問題についての県民意識調査」〔平成 17 年（2005 年）実施〕を大幅に上回っている。このことは今後の研修等の住民学習の提供のあり方の改善が求められているが、それ以上に町民のニーズを踏まえ、研修会等の内容の広がりや深まりを指向すべきである。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがあるが、この両者の効果的な連携が必要である。普遍的な視点からのアプローチでは、具体的に学ぶには事例に即して学ぶこと、とくに人権問題について学ぶことは人権のもつ意味、自分自身の権利の学びとともに人権問題の学習につながる。そこで、町民が身近に感じている人権課題（複数回答）は、今日の地域経済、少子高齢化や情報化といった社会の変化を読み取ることができるが、各年代とも「安定した生活への不安」（57.7%）が突出して高く、次いで「医療や福祉制度への不安」（44.6%）といった健康で文化的な生活の問題、そして「人々の中にある偏見や差別意識」「プライバシー侵害への不安」といった人権侵害に関わる課題を挙げている。また、「出産・子育てへの不安」あるいは「緊急時や生活環境への不安」は若い世代、高齢者などにとって切実な課題である。成人が求めている学びは、子育てや健康、労働や介護、地域における人間関係や慣習、住みよいまちづくり、自分自身の人権といった生活に関係が深い事柄である。

他方、個別的な視点からのアプローチは、基本的人権が侵害された状況やそれにより生じる問題から普遍的な「権利」を学ぶのである。町民が求めている学習内容としての人権問題（複数回答）は、各年代とも「障がいのある人の人権」が最も高い。40 才代、50 才代の学習ニーズは多岐で、各年代男女別で要求課題に違いはみられるが、次いで「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「部落問題」、「病気にかかわる人の人権」、「女性の人権」などの順になっている。効果的な学習のためには、個別の人権課題、人権問題の学習が何の「人権」についての学びにつながるのか明確化されることが重要である。

参加した研修会等での感想では、全回答項目数（複数回答）の中で、肯定的、積極的な回答と否定的、消極的な回答が占める割合をみると、「人権の大切さがわかった」「自分自身の問題として取り組みたい」など肯定的、積極的な意見が約 6 割であるが、実践的な行動化は 2 割に満たない。知識としての理解にとどまっている現状である。さらに、指摘しておくべきことは研修回数が増えるにしたがって肯定的、積極的意見が減少し、「差別を助長させる」「建前のよう」とする否定的、消極的な意見が「研修会等に参加したことがない」とする回答の割合に比べ約 2 倍増加している。これは、研修会等への参加が半強制的と受け止められ、押しつけや一方的な理解や価値的態度を迫り、普遍的な人権の視点を欠いた研修内容になっていたのではないか。様々な人権問題について学ぶことは、問題解決に向けて重要であるが、問題のみの学習は他人事になる可能性があり、すべての人が自らに関わっている問題であるとの当事者性を認識する研修内容や学習プログラムの開発が求められている。

(3) 人権学習・啓発の手法とその課題

「人権」や様々な人権問題についての知識や理解を深める講演会やビデオ視聴、経験や事例をもとにした部落懇談会や交流会といった学習方法の要求が高い（複数回答）。体験的参加型学習も20才代～50才代では約30%の要求がある。講演や講義は問題への気づきや学びのきっかけ、あるいは回答を求める学習方法として有効である。いずれの学習方法でも学習のねらい、学習内容、学習対象者が考慮されなければならない。そして、人権学習ではなによりも人権が確立された社会をめざす合意形成が求められる。人権をめぐる認識の合意、課題を解決するための方法の合意である。それにはコミュニケーションスキルを身につけることが必要であり、それはよりよい民主主義社会を形成していくことになる。

例えば、部落懇談会での合意形成を施策に反映させる、あるいは人権尊重の地域づくりのルールをつくるなどは問題解決に向けた行動化である。協力的な人間関係をつくり、異なる立場、意見を有する人と合意を形成し、問題解決を方向づけ、ともに行動することを促す包括的学習プロセスとしての参加型学習の模索が求められる。

3 「人権が尊重される教育」の推進という側面

家庭内や地域等で町民一人ひとりの人権が尊重された社会環境づくりの現状と課題についてみる。

因習的要素が最も顕著に見られる「冠婚葬祭の日柄（六曜）」を積極的に肯定、容認する町民は6割以上（63.1%）である。旧赤碕町調査〔平成14年（2002年）実施〕と比較しても住民の意識、認識に変化はみられず、冠婚葬祭についての因習的態度は依然として強いといえる。高齢世代だけでなく、若い世代でも「六曜への配慮」を肯定する意識が強く、社会の非合理的な因習や世間体に縛られている実態がある。また、結婚のとき身元調査をすることを「当然である」「やむをえない」と肯定及び容認する町民は34.6%である。

一方、因習や迷信を「間違っていることは改めたい」（31.5%）とする町民は身元調査についても「すべきでない」（56.7%）と否定する割合が高いが、「言い伝えやしきたりを守るのは当然」とする者は、身元調査を「当然である」「やむをえない」を合わせ5割近くにのぼる。しかし、研修会等への参加による学習を積み重ねることで、六曜や身元調査に対する意識、認識の変容はみられるが、「世間体」という社会意識に縛られた生活態度や身元調査の慣行はともに「住みよいまちづくり」の人権課題として取り組む必要がある。

人権教育は、あらゆる差別問題が自分とつながっていることを知り、ルールや規範（法）をつくりながら主体的に差別や暴力などの社会矛盾に関わる力を身につけ、困難を乗り越えていける力をつくることを目的とするものであることを明記しておきたい。

Ⅱ 部落問題に対する認識と今後の啓発活動

本町の重要な人権問題である部落問題の解決に向けた町民の意識・態度・行動の現状と今後の啓発活動について述べる。

1 部落問題に関する意識

部落差別の存在を認識している町民は約 55%である。そして、部落問題解決の課題として、「部落差別意識が現存している」(34.8%)が最も高く、次いで「被差別部落出身の人との結婚」(14.6%)と認識している。生活環境や就労・教育の格差、土地等の購入や居住の問題は約 4~6%と低い。一方、「部落問題は解決した(12.8%)」「その他」「無回答」を合わせると 35.1%である。

部落問題の解決策として同和対策事業については「一定の成果はあったが、差別はなくなっていないので、取り組みは必要だ」とする回答は 30.5%、「特別措置法は終わったのだから必要ない」「被差別部落の環境や生活実態がよくなったので、続ける必要はない」「事業が必要かどうかわからない」などの否定的・消極的な回答は 63.5%と約 2/3 を占めている。年代別では若年世代の「わからない」とする回答が約 40%、60 才代以上は「必要ない」が約 45%と高い。そして、部落問題の解決(複数回答)には、「部落問題を一人ひとりが自分の問題としてとらえて行動する」「学校・社会教育を通じて、人権意識を育て、差別をなくす活動などに積極的に参加する」など問題解決の主体者としての回答は 84.2%と高率を示している。

ところが、『部落差別の存在の認識』と『同和対策事業の必要性』、『部落問題の解決』の回答をクロス集計すると、部落差別の存在を認識している町民約 55%のうち、解決策としての同和対策事業の必要性を認めているのは 46.7%と半数にも満たない。そして、「差別をなくする活動などに積極的に参加」「部落問題を自分の問題としてとらえて行動する」など問題解決の主体としての回答が全回答項目数(複数回答)の中で占める割合は 65.0%、自然解消論、部落責任論そして部落問題に関わりたくないとする意識にもとづく回答の占める割合は約 25%である。これは何を物語るものであろうか。それは、「部落差別の現状」についての基本的な認識が不十分であること、そして人々の行動は意識だけでなく利害によって規定されることを示していると考えられる。人間の意識と利害という視点は、今後の啓発活動のあり方を検討する重要なポイントであることを指摘しておきたい。

2 部落差別に対する態度

社会的距離において最も近い関係にある結婚の問題について、障壁とされている部落と部落外との結婚について「賛成する」とする回答は「部落差別の存在の認識」に関わりなく旧赤碕町調査〔平成 14 年(2002 年)実施〕とほぼ同じ 75.6%である。この数字を見る限り一定の評価はできるが、「賛成する」としている約 3/4 の町民が、部落問題をどんなとき気にするかの問いでは「気にしない」が約 60%、「結婚を考えると」が約 25%と回答している。また、部落問題の解決では、全回答項目数(複数回答)の中での問題解決の主体としての回答の割合は約 60%、自然解消論、部落責任論そして部落問題に関わりたくないとする意識にもとづく回答の割合は約 20%である。また、身元調査は重大な人権侵害であり、社会意識としての部落差別意識を是認するものであるが、結婚に「賛成している」人で身元調査を「すべきでない」とする人は約半数の 52.6%である。これらのことから部落と部落外との結婚に対して、部落問題を乗り越え「賛成する」とする態度の町民は実際には半数に満たないことが容易に推測される。したがって、今後の人権学習

において、結婚問題や身元調査の慣行はすべての人の普遍的な人権の課題であるという認識が深められ、学習した知識と自らの生き方や具体的な「差別を許さない」態度との結合が図られることが課題といえる。

3 部落差別に対する行動

親しい間柄での差別行為への対応について、「一応間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする」(38.0%)、「その人の考えを正すように努力する」(22.4%)、「身近な人や関係機関に相談する」(7.4%)など、町民の67.8%が何らかの行動をとろうとしている。しかし、約2割の町民は「気まずくならないよう、そのままにしておく」と回答しており、これは県の「同和問題についての県民意識調査」〔平成17年(2005年)実施〕より約9ポイント高い。クロス集計結果をみると、『部落差別の存在を認識』をしている人は、「一応間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする」(40.4%)、「その人の考えを正すように努力する」(26.7%)、「身近な人や関係機関に相談する」(7.9%)など75.0%が何らかの行動をしている。『部落問題の解決』では「差別をなくする活動などに積極的に参加」「部落問題を自分の問題としてとらえて行動する」など問題解決の主体としての意識の人は「一応間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする」とする回答より、「その人の考えを正すように努力する」は約11ポイント、「身近な人や関係機関に相談する」は約14ポイント上回る。これは、部落問題の解決を「自らの課題」として捉えたとき、具体的な反差別の行動となることを示している。即ち、部落差別の存在を認識し、その社会をつくってきた自らを自覚し、見つめ直し、自らがその社会を変革していくということである。差別の問題を「自らの課題」として実感できる実践、取り組みが求められる。

III 最後 に

今後の本町の人権・同和教育、啓発の推進にあたって工夫、改善すべきことを2点指摘しておきたい。

まず、学校教育の充実についてである。学校で人権教育、同和教育を受けてきた若い年代(特に20才代)は、身元調査は「すべきでない」が約5割、部落と部落外の結婚は「賛成する」約9割、部落問題は「気にしない」約6割、差別行為への対応では「何らかの行動をとる」7割以上など、問題解決に向けた積極的回答の割合が高く、学校の取り組みの成果と評価できる。しかし、「人権」についての認識や部落差別の存在の認識は低く、そして研修会等の感想で「新寝た子を起こすな論」や部落問題の解決では「自然解消論」の回答が高い。これは、学校における人権教育でどのような資質や能力を身につけた子どもを育てるか、そして目標である「人権のための教育」に向けて、「人権としての教育」、「人権についての教育」、「人権が尊重される教育」の3つの側面から、どのように人権尊重の学校づくりをするかが問われている。

次に、部落問題は人権問題を考える重要な柱であるが、あらゆる人権問題を解決する取り組みのなかで部落問題の解決を図っていくという視点を大切にしたい。そして、それぞれの固有の課題を踏まえ、その根底に共通する構造を見極め、有機的な教育・啓発方法を開発することが必要であり、それは各年代や男女など研修機会の違いをふまえ、学習のステップ(気づく→学ぶ→取り組む)と研修機会、主な研修対象者、研修内容と方法についての研修体系づくりと合わせて行うことを期待したい。